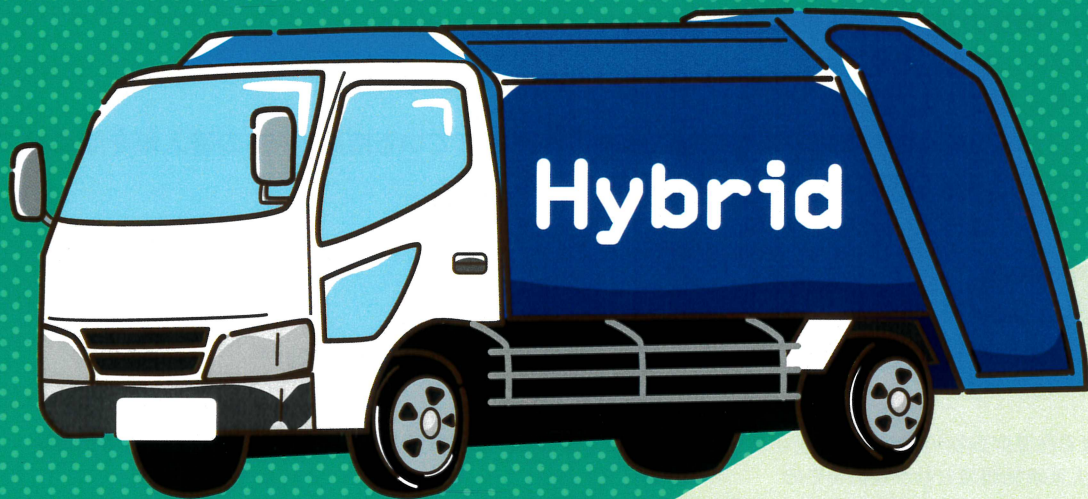


環境に優しいハイブリッド塵芥車の導入を助成制度で支援！

低公害・低燃費車の普及促進事業



補助の概要

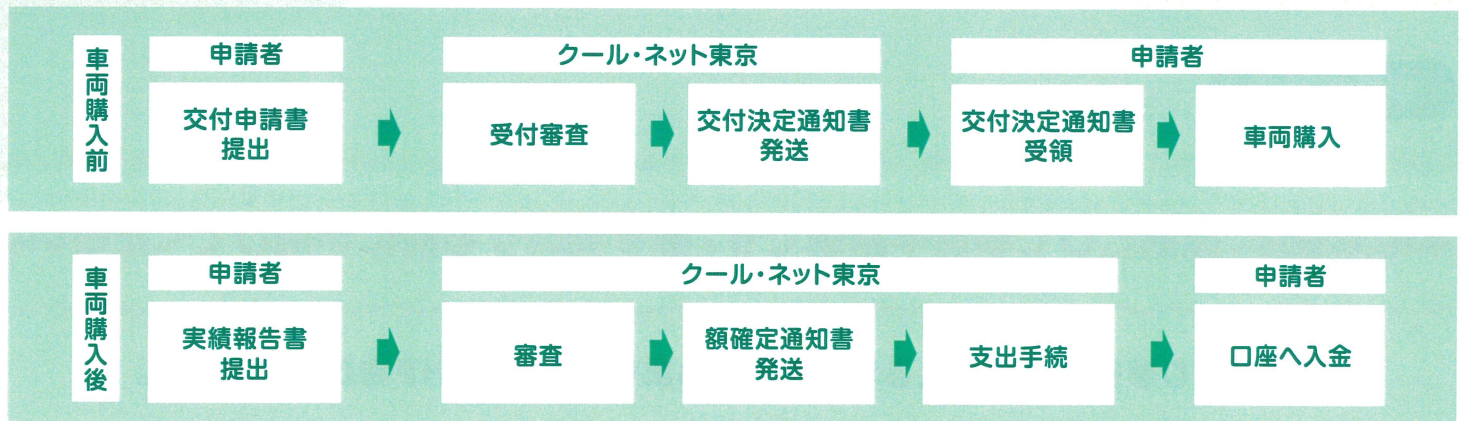
都内で使用するハイブリッド塵芥車*の購入を補助します。
※ハイブリッド自動車であって車体の形状が「塵芥車」であるもの

助成金額（上限額）

19万5千円

申請フロー

※本助成金は、原則として事前申請制です。必ず契約する前に申請してください。



詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の手続きの手引きをご覧ください。

お問い合わせ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）モビリティチーム

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
TEL：03-5990-5068 Eメール：mobility@tokyokankyo.jp
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）



助成対象者

- ①産廃エキスパート※¹の認定を受けている中小企業者※²
 - ②産廃プロフェッショナル※¹の認定を受けている中小企業者※²
 - ③上記に掲げる中小企業者※²とリース契約を締結したリース事業者
- ※国又は地方公共団体が出資する会社を除く。

助成対象車両要件

- ①環境省補助金※³の交付対象となる車両であること。
- ②最大積載量が4トン未満であること。
- ③自家用に供される車両であること。
- ④令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に初度登録がされている車両（中古の輸入車を除く。）であること。
- ⑤自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内であること。

助成対象経費

環境省の「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領」で定める交付額※⁴

- ※¹ 「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関である公益財団法人東京都環境公社が定めるもの
- ※² 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するもの
- ※³ 環境省が実施する環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業における「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」
- ※⁴ 環境省が実施する環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業）実施要領 第3（3）に規定する間接補助金の交付額

助成額

助成対象経費の2分の1（上限19万5千円）

申請手続き

本助成金は、原則として事前申請制です。必ず契約する前に申請してください。

条件により事後申請が行える場合がございます。詳しくはHPをご覧ください。

申請期限

令和9年3月31日(水) 必着